

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第5号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(警察本部の配置定員)				(警察本部の配置定員)			
第2条 略				第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。			
組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
警務部	<u>96人</u>	<u>113人</u>	<u>209人</u>	警務部	91人	115人	206人
生活安全部	<u>100人</u>	<u>15人</u>	<u>115人</u>	生活安全部	101人	13人	114人
刑事部	<u>134人</u>	<u>31人</u>	165人	刑事部	135人	30人	165人
交通部	<u>104人</u>	<u>52人</u>	<u>156人</u>	交通部	105人	54人	159人
警備部	125人	<u>7人</u>	<u>132人</u>	警備部	125人	6人	131人
香川県警察学校	70人	1人	71人	香川県警察学校	70人	1人	71人
合計	<u>629人</u>	219人	<u>848人</u>	合計	627人	219人	846人
備考 略				備考 略			
(警察署の配置定員)				(警察署の配置定員)			
第3条 略				第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。			
組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
香川県東かがわ警察署	43人	5人	48人	香川県東かがわ警察署	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	63人	4人	67人	香川県さぬき警察署	63人	4人	67人
香川県高松東警察署	60人	5人	65人	香川県高松東警察署	60人	5人	65人
香川県小豆警察署	47人	4人	51人	香川県小豆警察署	47人	4人	51人
香川県高松北警察署	272人	16人	288人	香川県高松北警察署	272人	16人	288人
香川県高松南警察署	<u>208人</u>	11人	<u>219人</u>	香川県高松南警察署	210人	11人	221人

香川県坂出警察署	101人	8人	109人
香川県高松西警察署	49人	5人	54人
香川県丸亀警察署	206人	12人	218人
香川県琴平警察署	43人	4人	47人
香川県三豊警察署	75人	6人	81人
香川県観音寺警察署	63人	6人	69人
合計	<u>1,230人</u>	86人	<u>1,316人</u>

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
警務部	<u>1人</u>		<u>1人</u>
生活安全部	<u>3人</u>		<u>3人</u>
刑事部	<u>3人</u>		<u>3人</u>
交通部	1人		1人
警備部	2人		2人
香川県高松北警察署	<u>2人</u>		<u>2人</u>
合計	<u>12人</u>		<u>12人</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

香川県坂出警察署	101人	8人	109人
香川県高松西警察署	49人	5人	54人
香川県丸亀警察署	206人	12人	218人
香川県琴平警察署	43人	4人	47人
香川県三豊警察署	75人	6人	81人
香川県観音寺警察署	63人	6人	69人
合計	<u>1,232人</u>	86人	<u>1,318人</u>

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
生活安全部	<u>4人</u>		<u>4人</u>
刑事部	<u>2人</u>		<u>2人</u>
交通部	1人		1人
警備部	2人		2人
香川県高松北警察署	<u>1人</u>		<u>1人</u>
香川県坂出警察署	<u>1人</u>		<u>1人</u>
合計	<u>11人</u>		<u>11人</u>